

農地法第４・５条の規定による届出書に必要な添付書類

- (1) 添付書類の提出部数は以下のとおりです。
- (2) 添付する証明書等は３か月以内に発行されたものをご提出ください。
- (3) 届出提出期限：毎週水曜日（水曜日が祝日の場合は下記担当までご確認ください。）
- (4) 受理証交付日：提出期限翌週の水曜日
（こちらから交付のご連絡はいたしませんので、交付日以降に取りにお越しください。）

No	添 付 書 類		部数	☒
1	案内図（位置図）	届出地の位置が分かる略図。方位、目標物を記入のこと。	2 部	
2	公図の写し	届出地の境界線を色で囲うこと。	2 部	
3	登記事項証明書	届出地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る） （分筆申請の場合は、残地の地番、面積をお聞きます。）	原本 1 部 写し 1 部	
以下、該当する方のみ				
4	仮換地証明	届出地が区画整理区域内にあり、仮換地指定がされている場合 【市街地整備課または岡崎市土地区画整理組合連合会で発行】	原本 1 部 写し 1 部	
5	住民票、戸籍の附票等	登記事項証明書の土地所有者の住所と譲渡人の現住所が異なる場合	原本 1 部 （原本還付可）	
6	戸籍、相続書類一式、遺産分割協議書等	登記事項証明書の土地所有者が譲渡人と異なる場合	原本 1 部 （原本還付可）	
7	農地法第 18 条による解約の手続きを証明する書面の写し	届出地に賃借権等で耕作者がある場合	2 部	
8	委任状	手続き（補正・受領）を行政書士等に委任する場合	原本 1 部	

（担当：岡崎市農業委員会事務局 0564 - 23 - 6196）

下記 1 点については、令和 5 年 4 月 1 日以降受付分より添付は不要です。

- ・無断転用されている場合の始末書の添付